

公立大学法人神戸市外国語大学学生支援部会規程

2008年10月1日

規程第11号

(設置)

第1条 神戸市外国語大学教育研究評議会規程第8条第1項の規定に基づき学生支援部会(以下「部会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、次の事項を審議する

- (1) 学籍異動(休学, 復学, 退学)に関する事項
- (2) 奨学生に関する事項
- (3) 授業料の減免に関する事項
- (4) 障がいのある学生の受入に関する事項
- (5) 学生の表彰に関する事項
- (6) 課外活動に関する事項
- (7) 学生の福利厚生に関する事項
- (8) その他学生支援に関する全学的な事項

(組織)

第3条 部会は、次の委員で組織する。

- (1) 学長が指名する専任教員 1名
 - (2) 各学科・グループから選出された教員 4名
(英米学科1名, ロシア・中国・イスパニア学科のいずれかから1名, 国際関係学科1名, 総合文化グループ1名)
 - (3) 学生支援・教育グループ課長
 - (4) その他学長が必要と認めた者
- 2 前項第2号及び第4号委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項第2号及び第4号の委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長を置き、学長が指名した委員を充てる。

- 2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は、委員の過半数の出席により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、学生支援・教育グループにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この規程は、2008年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。